

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月六日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十六号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成四年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の二条を加える。

（育児休業をすることができる非常勤職員）

第二条の二 条例第二条第四号イ(3)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。

- 一 一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員
- 二 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上であるもの

（継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第二条の三 条例第二条の二第三号口の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 非常勤職員の養育する子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として非常勤職員の養育する子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子

を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

- イ 死亡した場合
- ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
- ハ 当該子と同居しないこととなった場合
- ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

様式第一号中

〔再度の育児休業又は育児休業の期間の延長が必要な事情〕

を

〔再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業が必要な事情〕

に、

5 備考

を

5 配偶者	氏名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

改め、同様式の注)の1中「請求書」の次に「(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)」を加え、同様式の注)の4を同様式の注)の7とし、同様式の注)の3中「5」を「6」に、

「佐賀県職員の育児休業等に関する条例第2条の2」を「条例第2条の3」と改め、同様式の(注)の3を同様式の(注)の5とし、同様式の(注)の9の項に次のように加える。

4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。

5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業又は1歳6箇月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。

様式第一号の(注)の2を同様式の(注)の5とし、同様式の(注)の1の次に次のように加える。

2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業」とは、佐賀県職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。

#### 附 則

この規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。